

広島県告示第六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年二月十二日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地
北山A（一七〇五） 崩壊 急傾斜地の 自然現象の発生原因となる	土砂災害警戒区域 の表区域	広島県廿日市市宮内四丁目地内
次の図のとおり	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
北山A（一七〇五） 崩壊 急傾斜地の 自然現象の発生原因となる	土砂災害特別警戒区域 の表区域	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令令に害等土第二示 め第へ関防に砂ニ表 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所（廿日市支所）に備え置いて縦覧に供する。